

令和5年第4回

鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和5年3月30日（木）午後1時30分
場 所 鳥取市役所本庁舎4階 会議室4-1

会 議 日 程

1 開 会

2 付議する議案

(鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙関係)

議案第22号 選挙時登録者の決定について

議案第23号 随時抹消者の決定について

議案第24号 投票立会人の選任について

議案第25号 専決処分事項の報告及び承認について

(個人演説会施設関係)

議案第26号 専決処分事項の報告及び承認について

3 報 告 事 項

報告第3号 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数について

4 そ の 他

5 閉 会

議案第22号

選挙時登録者の決定について

令和5年3月30日現在で、選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和5年3月30日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

選挙人名簿に登録すべき者

男 18人 女 11人 計 29人

提案理由

公職選挙法第22条第3項の規定による登録者の決定をするためである。

【参考】名簿登録者数 153,373人

議案第23号

随時抹消者の決定について

令和5年3月30日現在で、公職選挙法第28条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和5年3月30日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

- 1 公職選挙法第28条第1項第1号の規定に基づき抹消すべき者
男 55人 女 56人 計 111人
- 2 公職選挙法第28条第1項第2号の規定に基づき4ヶ月経過後に抹消すべき者
男 13人 女 14人 計 27人
- 3 公職選挙法第28条第1項第3号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし
- 4 公職選挙法第28条第1項第4号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし

提案理由

公職選挙法第28条の規定による抹消すべき者を決定するためである。

令和5年3月30日(選挙時登録日)現在

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

投票区	令和5年3月22日現在 名簿登録者数			法22条3項 選挙時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 誤載者			転居等による増減	令和5年3月30日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
1	833	985	1,818				1	1	2							832	984	1,816	
2	1,487	1,736	3,223				4	2	6							1,483	1,734	3,217	
3	888	1,124	2,012													888	1,124	2,012	
4	1,484	1,842	3,326				1	2	3							1,483	1,840	3,323	
5	3,665	3,982	7,647	1		1	1	2	3	2	2	4				3,663	3,978	7,641	
6	3,116	3,537	6,653	1		1	2	2	4	1		1				3,114	3,535	6,649	
7	1,305	1,428	2,733				2		2							1,303	1,428	2,731	
8	1,217	1,376	2,593					1	1		1	1				1,217	1,374	2,591	
9	1,525	1,745	3,270				3	1	4	1		1				1,521	1,744	3,265	
10	1,069	1,275	2,344		1	1	3	2	5							1,066	1,274	2,340	
11	942	1,016	1,958	1	1	2	3		3							940	1,017	1,957	
12	2,611	2,982	5,593	1		1	1	5	6		1	1				2,611	2,976	5,587	
13	1,019	1,066	2,085					1	1							1,019	1,065	2,084	
14	616	612	1,228													616	612	1,228	
15	1,915	2,141	4,056	1		1	2		2							1,914	2,141	4,055	
16	3,188	3,679	6,867	1	1	2		1	1	1	3	4				3,188	3,676	6,864	
17	2,736	2,875	5,611	2	1	3	2	4	6							2,736	2,872	5,608	
18	1,463	1,584	3,047	1	1	2	3	1	4		2	2				1,461	1,582	3,043	
19	353	399	752													353	399	752	
20	810	841	1,651					1	1							810	840	1,650	
21	1,032	1,153	2,185							1		1				1,031	1,153	2,184	
22	1,137	1,275	2,412	1		1	1	1	2							1,137	1,274	2,411	
23	1,307	1,323	2,630				1	4	5							1,306	1,319	2,625	
24	1,082	1,097	2,179		1	1	1	2	3							1,081	1,096	2,177	
25	209	206	415													209	206	415	
26	79	93	172													79	93	172	
27	216	228	444													216	228	444	
28	65	54	119													65	54	119	
29	1,804	1,930	3,734		1	1	2		2		1	1				1,802	1,930	3,732	
30	1,289	1,333	2,622		1	1		1	1	1	1	2				1,288	1,332	2,620	
31	382	451	833					2	2							382	449	831	
32	351	371	722													351	371	722	
33	108	120	228					1	1							108	119	227	
34	2,816	2,890	5,706					1	1	1		1				2,815	2,889	5,704	
35	2,564	2,445	5,009		1	1	1	2	3	1		1				2,562	2,444	5,006	
36	2,215	2,378	4,593	1		1		4	4							2,216	2,374	4,590	
37	755	815	1,570													755	815	1,570	
38	39	45	84													39	45	84	
39	2,975	3,312	6,287	1		1	1		1		2	2				2,975	3,310	6,285	
40	1,442	1,660	3,102													1,442	1,660	3,102	
41	1,842	1,916	3,758					1	1							1,842	1,915	3,757	
42	1,174	1,288	2,462	1		1	2	1	3	1		1				1,172	1,287	2,459	
50	992	1,097	2,089													992	1,097	2,089	
51	800	927	1,727	1	1	2										801	928	1,729	
52	493	560	1,053					1	1							493	559	1,052	
53	620	697	1,317				2	1	3							618	696	1,314	
54	139	153	292													139	153	292	
55	30	36	66													30	36	66	
56	73	76	149													73	76	149	
57	33	41	74													33	41	74	
58	743	766	1,509													743	766	1,509	

投票区	令和5年3月22日現在 名簿登録者数			法22条3項 選挙時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 誤載者			転居等による増減			令和5年3月30日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
59	249	283	532				1	1	2									248	282	530	
60	148	162	310															148	162	310	
61	981	1,064	2,045	1		1	1		1									981	1,064	2,045	
62	321	363	684						1		1							321	362	683	
63	492	518	1,010															492	518	1,010	
64	176	201	377				1		1									175	201	376	
65	251	245	496															251	245	496	
66	201	217	418	1		1	1		1									201	217	418	
67	93	107	200															93	107	200	
68	160	176	336				1		1									159	176	335	
69	461	555	1,016	1		1	3		3									459	555	1,014	
70	435	478	913															435	478	913	
71	364	387	751				1		1		2							363	386	749	
72	32	48	80															32	48	80	
73	19	21	40															19	21	40	
74	217	245	462															217	245	462	
75	179	187	366															179	187	366	
76	186	230	416						1		1							186	229	415	
77	55	57	112									1		1				55	56	111	
78	43	44	87															43	44	87	
79	42	45	87															42	45	87	
80	571	624	1,195							1		1						570	624	1,194	
81	200	216	416				1		1									199	216	415	
82	225	220	445															225	220	445	
83	245	261	506															245	261	506	
84	381	394	775				3		3									378	394	772	
85	1,220	1,338	2,558	1		1	2			2		2						1,219	1,339	2,558	
86	336	396	732						1		1							336	395	731	
87	160	196	356															160	196	356	
88	609	659	1,268															609	659	1,268	
89	674	680	1,354				1		1		2							673	679	1,352	
90	90	117	207				1		1		2							89	116	205	
91	76	81	157															76	81	157	
92	552	631	1,183						1		1							552	630	1,182	
93	366	425	791															366	425	791	
94	414	427	841				1		1									413	427	840	
95	34	39	73															34	39	73	
96	323	332	655															323	332	655	
97	199	184	383															199	184	383	
98	356	418	774															356	418	774	
99	29	37	66															29	37	66	
旧市	57,125	62,608	119,733	13	9	22	37	46	83	10	13	23	0	0	0	0	0	0	57,091	62,558	119,649
国府	3,180	3,587	6,767	1	1	2	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,179	3,586	6,765
福部	1,140	1,211	2,351	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,139	1,210	2,349
河原	2,675	2,891	5,566	2	0	2	4	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,673	2,890	5,563
用瀬	1,311	1,489	2,800	1	0	1	4	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,308	1,488	2,796
佐治	722	808	1,530	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	722	806	1,528
気高	3,338	3,645	6,983	1	1	2	4	1	5	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3,332	3,645	6,977
鹿野	1,449	1,537	2,986	0	0	0	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,447	1,535	2,982
青谷	2,273	2,493	4,766	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,272	2,492	4,764
合計	73,213	80,269	153,482	18	11	29	55	56	111	13	14	27						73,163	80,210	153,373	

令和5年3月30日(選挙時登録日)現在

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

区	投票所名	男	女	計	区	投票所名	男	女	計
1	遷喬小学校	832	984	1,816	58	福部町コミュニティセンター	743	766	1,509
2	久松会館	1,483	1,734	3,217	59	山湯山農業センター	248	282	530
3	醇風小学校体育館	888	1,124	2,012	60	福部町久志羅公民館	148	162	310
4	西中学校体育館	1,483	1,840	3,323	61	鳥取市河原町総合支所	981	1,064	2,045
5	城北小学校体育館	3,663	3,978	7,641	62	国英地区公民館	321	362	683
6	浜坂地区公民館	3,114	3,535	6,649	63	散岐小学校体育館	492	518	1,010
7	富桑小学校体育館	1,303	1,428	2,731	64	水根公会堂	175	201	376
8	明德小学校体育館	1,217	1,374	2,591	65	河原町総合体育館	251	245	496
9	日進小学校体育館	1,521	1,744	3,265	66	西郷地区公民館	201	217	418
10	山の手体育館	1,066	1,274	2,340	67	小河内公民館	93	107	200
11	修立小学校体育館	940	1,017	1,957	68	北村公民館	159	176	335
12	東中学校体育館	2,611	2,976	5,587	69	用瀬町民会館	459	555	1,014
13	稲葉山小学校体育館	1,019	1,065	2,084	70	大村電化農協会館	435	478	913
14	東デイサービスセンター	616	612	1,228	71	社地区公民館	363	386	749
15	南中学校体育館	1,914	2,141	4,055	72	用瀬町屋住多目的集会所	32	48	80
16	美保小学校体育館	3,188	3,676	6,864	73	用瀬町江波多目的集会所	19	21	40
17	面影小学校体育館	2,736	2,872	5,608	74	佐治町地域活性化センター	217	245	462
18	津ノ井小学校体育館	1,461	1,582	3,043	75	プラザ佐治記念ホール	179	187	366
19	米里体育館	353	399	752	76	佐治町西佐治会館	186	229	415
20	倉田体育館	810	840	1,650	77	佐治町山王ふれあい会館	55	56	111
21	鳥取県漁業協同組合	1,031	1,153	2,184	78	佐治町津無生活改善センター	43	44	87
22	賀露町七区公民館	1,137	1,274	2,411	79	佐治町津野ふれあいの館	42	45	87
23	大正小学校体育館	1,306	1,319	2,625	80	宝木地区公民館	570	624	1,194
24	美穂地区公民館	1,081	1,096	2,177	81	鳥取市気高人権福祉センター	199	216	415
25	神戸地区公民館	209	206	415	82	瑞穂地区公民館	225	220	445
26	岩坪生活改善センター	79	93	172	83	市営住宅矢口団地集会所	245	261	506
27	東郷地区公民館	216	228	444	84	逢坂地区公民館	378	394	772
28	高路公民館	65	54	119	85	気高町総合支所	1,219	1,339	2,558
29	世紀小学校体育館	1,802	1,930	3,732	86	浜村小学校体育館	336	395	731
30	松保地区公民館	1,288	1,332	2,620	87	船磯公民館	160	196	356
31	豊実地区公民館	382	449	831	88	鹿野町農業者トレーニングセンター	609	659	1,268
32	上原多目的集会施設	351	371	722	89	勝谷地区公民館	673	679	1,352
33	河内生活改善センター	108	119	227	90	小鷲河地区公民館	89	116	205
34	湖山小学校体育館	2,815	2,889	5,704	91	鹿野町河内生活改善センター	76	81	157
35	国際交流プラザ	2,562	2,444	5,006	92	青谷地区公民館	552	630	1,182
36	末恒小学校体育館	2,216	2,374	4,590	93	青谷小学校	366	425	791
37	湖南学園体育館	755	815	1,570	94	中郷地区公民館	413	427	840
38	矢矯公民館	39	45	84	95	絹見公民館	34	39	73
39	美保南小学校体育館	2,975	3,310	6,285	96	日置谷地区公民館	323	332	655
40	中ノ郷小学校体育館	1,442	1,660	3,102	97	勝部地区公民館	199	184	383
41	若葉台体育館	1,842	1,915	3,757	98	日置地区公民館	356	418	774
42	桜ヶ丘中学校体育館	1,172	1,287	2,459	99	八葉寺公民館	29	37	66
50	あおば地区公民館	992	1,097	2,089		旧市計	57,091	62,558	119,649
51	宮下地区公民館	801	928	1,729		国府町計	3,179	3,586	6,765
52	国府町コミュニティセンター	493	559	1,052		福部町計	1,139	1,210	2,349
53	谷地区公民館	618	696	1,314		河原町計	2,673	2,890	5,563
54	成器地区公民館	139	153	292		用瀬町計	1,308	1,488	2,796
55	山のめぐみ館	30	36	66		佐治町計	722	806	1,528
56	大茅地区公民館	73	76	149		気高町計	3,332	3,645	6,977
57	扇の里交流館	33	41	74		鹿野町計	1,447	1,535	2,982
						青谷町計	2,272	2,492	4,764
						合計	73,163	80,210	153,373

※投票所名は令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙の際に投票所として使用する施設名です。

議案第24号

投票立会人の選任について

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙における各投票所の投票立会人を次のとおり選任する。

令和5年3月30日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

投票立会人 別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第38条第1項の規定により、各投票区の投票立会人を選任するためである。

当日投票所投票立会人

投票区	投票所名	投票立会人		投票立会人	
		氏名	住所	氏名	住所
1	鳥取市立遷喬小学校	尾崎 ひろみ	鳥取市	橋本 小雪	鳥取市
2	久松会館	細田 泰造	鳥取市	田中 学	鳥取市
3	鳥取市立醇風小学校体育館	小林 操	鳥取市	福美 誠	鳥取市
4	鳥取市立西中学校体育館	松岡 祐史	鳥取市	阪口 鈴奈	鳥取市
5	鳥取市立城北小学校体育館	山口 秀樹	鳥取市	倉本 律子	鳥取市
6	鳥取市立浜坂地区公民館	小谷 誠一	鳥取市	佐々木 春人	鳥取市
7	鳥取市立富桑小学校体育館	大河原 敏雄	鳥取市	辻本 明	鳥取市
8	鳥取市立明德小学校体育館	西岡 圭介	鳥取市	河村 明美	鳥取市
9	鳥取市立日進小学校体育館	矢部 征	鳥取市	綾木 久美子	鳥取市
10	鳥取市山の手体育館	霜村 卓哉	鳥取市	永島 由喜子	鳥取市
11	鳥取市立修立小学校体育館	雨河 俊郎	鳥取市	大野 正朋	鳥取市
12	鳥取市立東中学校体育館	中島 年比古	鳥取市	田子川 宣夫	鳥取市
13	鳥取市立稲葉山小学校体育館	川西 清美	鳥取市	中島 艶琳	鳥取市
14	東デイサービスセンター	宇田川 明男	鳥取市	桑村 和滋	鳥取市
15	鳥取市立南中学校体育館	田中 陽子	鳥取市	當間 日向	鳥取市
16	鳥取市立美保小学校体育館	杉内 葉子	鳥取市	大坪 剛	鳥取市
17	鳥取市立面影小学校体育館	衣笠 義博	鳥取市	鈴木 萌	鳥取市
18	鳥取市立津ノ井小学校体育館	葛西 梨里子	鳥取市	秋田 浩希	鳥取市
19	鳥取市米里体育館	山根 裕司	鳥取市	渡辺 義隆	鳥取市
20	鳥取市倉田体育館	松本 泰尚	鳥取市	西村 恵	鳥取市
21	鳥取県漁業協同組合	濱中 千景	鳥取市	岸 汐織	鳥取市
22	賀露町七区公民館	森原 すみ子	鳥取市	平木 孝夫	鳥取市
23	鳥取市立大正小学校体育館	西垣 一美	鳥取市	依藤 幸基	鳥取市
24	鳥取市立美穂地区公民館	宮脇 健太郎	鳥取市	中田 達也	鳥取市
25	鳥取市立神戸地区公民館	小林 清秀	鳥取市	田中 淳子	鳥取市
26	岩坪生活改善センター	藪内 里美	鳥取市	坂口 直哉	鳥取市
27	鳥取市立東郷地区公民館	河田 恒儀	鳥取市	坂田 達彦	鳥取市
28	高路公民館	古林 眞二	鳥取市	藤田 弘志	鳥取市
29	鳥取市立世紀小学校体育館	安藤 ゆめみ	鳥取市	竹内 美加	鳥取市
30	鳥取市立松保地区公民館	岡田 美紗	鳥取市	瀬村 順司	鳥取市
31	鳥取市立豊実地区公民館	花田 哲也	鳥取市	塚谷 喜彦	鳥取市
32	上原多目的集会施設	田中 明	鳥取市	村岡 和秀	鳥取市
33	河内生活改善センター	竹内 泰二	鳥取市	武安 忠司	鳥取市
34	鳥取市立湖山小学校体育館	山本 真菜	鳥取市	風間 春樹	鳥取市
35	鳥取市国際交流プラザ	廣田 俊記	鳥取市	船越 則子	鳥取市
36	鳥取市立末恒小学校体育館	中島 直實	鳥取市	有田 賢	鳥取市
37	鳥取市立湖南学園体育館	奥田 栄	鳥取市	鳥飼 直	鳥取市
38	矢矯公民館	森下 和彦	鳥取市	田淵 幸男	鳥取市
39	鳥取市立美保南小学校体育館	西墻 真一	鳥取市	吉田 悠華	鳥取市

投票区	投票所名	投票立会人		投票立会人	
		氏名	住所	氏名	住所
40	鳥取市立中ノ郷小学校体育館	小林 明子	鳥取市	田中 規靖	鳥取市
41	鳥取市若葉台体育館	近藤 巧一	鳥取市	藤縄 麻子	鳥取市
42	鳥取市立桜ヶ丘中学校体育館	田中 千春	鳥取市	佐々木 洋一	鳥取市
50	鳥取市立あおば地区公民館	西尾 香奈子	鳥取市	竹内 寧	鳥取市
51	鳥取市立宮下地区公民館	森口 知枝	鳥取市	村島 浩祐	鳥取市
52	鳥取市国府町コミュニティセンター	市川 涼日	鳥取市	カレメラワ 奈月	鳥取市
53	鳥取市立谷地区公民館	佐々木 悦雄	鳥取市	中野 江利奈	鳥取市
54	鳥取市立成器地区公民館	湯谷 真澄	鳥取市	小谷 康夫	鳥取市
55	山のめぐみ館	湯村 正	鳥取市	坂本 徳彦	鳥取市
56	鳥取市立大茅地区公民館	岸田 盛人	鳥取市	池田 利和	鳥取市
57	扇の里交流館	河崎 恵	鳥取市	霜村 友一	鳥取市
58	鳥取市福部町コミュニティセンター	森田 徹	鳥取市	福壽 賢人	鳥取市
59	山湯山農業センター	谷口 眞智子	鳥取市	山本 敦彦	鳥取市
60	福部町久志羅集公民館	山里 富久	鳥取市	小谷 泰久	鳥取市
61	鳥取市河原町総合支所	多賀 信三	鳥取市	山本 信二	鳥取市
62	鳥取市立国英地区公民館	水本 勝仁	鳥取市	水本 学	鳥取市
63	鳥取市立散岐小学校体育館	山田 正次	鳥取市	遠藤 里沙	鳥取市
64	水根公会堂	岡山 毅	鳥取市	前田 厚彦	鳥取市
65	鳥取市河原町総合体育館	谷山 吉雄	鳥取市	谷口 実千代	鳥取市
66	鳥取市立西郷地区公民館	鳥越 哲彦	鳥取市	田中 敏枝	鳥取市
67	小河内公民館	澤田 保洋	鳥取市	谷口 和哉	鳥取市
68	北村公民館	中塚 幸一	鳥取市	中塚 幹雄	鳥取市
69	用瀬町民会館	上紙 勝英	鳥取市	森田 さおり	鳥取市
70	大村電化農協会館	西村 大志	鳥取市	俵 典子	鳥取市
71	鳥取市立社地区公民館	加賀田 直美	鳥取市	池本 紗希	鳥取市
72	用瀬町屋住多目的集会所	長谷川 照子	鳥取市	藤原 将子	鳥取市
73	用瀬町江波多目的集会所	藤原 洋一	鳥取市	徳中 力	鳥取市
74	鳥取市佐治町地域活性化センター	金谷 秋雄	鳥取市	谷口 弘子	鳥取市
75	プラザ佐治記念ホール	中谷 富貴恵	鳥取市	山田 健一	鳥取市
76	佐治町西佐治会館	下石 順一	鳥取市	宮本 果陽子	鳥取市
77	佐治町山王ふれあい会館	遠藤 勝典	鳥取市	南條 由香	鳥取市
78	佐治町津無生活改善センター	井本 幸弘	鳥取市	西尾 正道	鳥取市
79	佐治町津野ふれあいの館	青柳 重明	鳥取市	谷口 真由美	鳥取市
80	鳥取市立宝木地区公民館	木下 あけみ	鳥取市	中尾 真弓	鳥取市
81	鳥取市気高人権福祉センター	川口 緑	鳥取市	居川 幸雄	鳥取市
82	鳥取市立瑞穂地区公民館	谷口 徹	鳥取市	塩田 則夫	鳥取市
83	鳥取市営住宅矢口団地集会所	谷口 佐世子	鳥取市	居川 達也	鳥取市
84	鳥取市立逢坂地区公民館	小谷 勇太	鳥取市	加山 俊則	鳥取市
85	鳥取市気高町総合支所	木下 敬一	鳥取市	井上 翔太	鳥取市
86	鳥取市立浜村小学校体育館	乾 伊佐夫	鳥取市	中田 礼子	鳥取市
87	船磯公民館	畑中 康子	鳥取市	寺脇 佐智子	鳥取市

投票区	投票所名	投票立会人		投票立会人	
		氏名	住所	氏名	住所
88	鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター	椿 義輝	鳥取市	村上 裕一	鳥取市
89	鳥取市立勝谷地区公民館	大角 拓	鳥取市	中川 みなみ	鳥取市
90	鳥取市立小鷲河地区公民館	矢田 和典	鳥取市	横山 潤平	鳥取市
91	鹿野町河内生活改善センター	國森 教範	鳥取市	武部 洋	鳥取市
92	鳥取市立青谷地区公民館	安達 由紀	鳥取市	小林 常夫	鳥取市
93	鳥取市立青谷小学校体育館	島戸 道明	鳥取市	山根 隆史	鳥取市
94	鳥取市立中郷地区公民館	嶋本 達夫	鳥取市	人見 つぐみ	鳥取市
95	絹見公民館	柳川 桂子	鳥取市	小木 康幸	鳥取市
96	鳥取市立日置谷地区公民館	山根 誠	鳥取市	滝 杏莉	鳥取市
97	鳥取市立勝部地区公民館	北村 秋子	鳥取市	谷尻 和彦	鳥取市
98	鳥取市立日置地区公民館	秋山 節也	鳥取市	酒井 かおり	鳥取市
99	八葉寺公民館	能勢 晴夫	鳥取市	植田 明德	鳥取市

議案第25号

専決処分事項の報告及び承認について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）第17条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同令同条第2項及び同規則同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年3月30日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

提案理由

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者並びに期日前投票所の投票立会人の一部を変更する必要があったが、急施を要し、委員会を招集する暇がなかったので専決処分をしたものである。

専 決 処 分 書 (2 5 - 1)

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の変更について

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の一部を次のとおり変更する。

令和5年3月28日専決

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

投票管理者

鳥取市期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	3月29日(水)	鳥取市	岸本 正幸
変更後		鳥取市	加藤 達夫

イオンモール鳥取北期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	4月2日(日)	鳥取市	岸本 正幸
変更後		鳥取市	加藤 勝茂

投票管理者の職務を代理するべき者

鳥取市期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	4月5日(水)	鳥取市	河口 正博
変更後		鳥取市	谷口 浩章
変更前	4月6日(水)	鳥取市	谷口 浩章
変更後		鳥取市	河口 正博

イオンモール鳥取北期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	4月1日(土)	鳥取市	有田 博
変更後		鳥取市	西川 裕二
変更前	4月6日(木)	鳥取市	前田 修次
変更後		鳥取市	山田 雅一

専 決 処 分 書 (2 5 - 2)

期日前投票所の投票立会人の変更について

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙における期日前投票所の投票立会人の一部を次のとおり変更する。

令和5年3月28日専決

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

国府町期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	4月6日(木)	鳥取市	福田 満代
変更後		鳥取市	市川 涼日

議案第26号

専決処分事項の報告及び承認について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）第17条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同令同条第2項及び同規則同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年3月30日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

提案理由

公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づき指定した施設の指定を解除する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がなかったので専決処分をしたものである。

専 決 処 分 書

個人演説会等施設の指定解除について

公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づき指定した公職の候補者等が個人演説会等を開催できる施設について、次のとおり指定を解除する。

令和5年3月24日専決

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

指定を解除する施設の名称	所在地	理 由
鳥取市有富中山間地域活性化センター	鳥取市有富293-3	施設廃止のため
鳥取市福部町栗谷研修センター	鳥取市福部町栗谷236	施設廃止のため

報告第3号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数について

(1) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の数

153,373人

(2) (1)の50分の1の数

3,068人

地方自治法第74条第1項	……………	条例の制定又は改廃の請求
地方自治法第75条第1項	……………	監査の請求
市町村の合併の特例等に関する法律	……………	合併協議会設置の請求

(3) (1)の3分の1の数

51,125人

地方自治法第76条第1項	……………	議会の解散請求
地方自治法第80条第1項	……………	議会の議員の解職請求
地方自治法第81条第1項	……………	長の解職請求
地方自治法第86条第1項	……………	主要公務員（副市長・選管委員・監査委員）の解職請求

(4) (1)の6分の1の数

25,563人

市町村の合併の特例等に関する法律 …………… 合併協議会設置協議の投票請求

以上は、地方自治法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例等に関する法律第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。